

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 27 日

各 都 道 府 県 障害児支援担当 御中
指 定 都 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

重症心身障害児者コーディネーター等養成研修の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修については、平成 29 年 4 月 3 日障
児発 0403 第 1 号「医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業の実施につ
いて」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室
長通知）においてお知らせしているところですが、平成 18 年 8 月 1 日障発第
0801002 号「地域生活支援事業の実施について」（厚生労働省社会・援護局障害保健
福祉部長通知）における別紙 1 地域生活支援事業実施要綱の別記 11 任意事業
（9）「重症心身障害児者等コーディネーター養成研修等」に基づき実施されてい
た、「重症心身障害児者等コーディネーター養成研修（別紙参照）」を受講していた
場合の取扱いが不明確であったため、その取扱いについて下記のとおりお示しいた
します。

なお、都道府県におかれましては、下記の内容につき、管内市区町村等に対し、
その周知徹底を図っていただく等、特段の配慮をお願いします。

記

1. 重症心身障害児者等コーディネーター養成研修のカリキュラムは、医療的ケ
ア児等コーディネーター養成研修のカリキュラムと同様であり、医療的ケア児
等コーディネーターとして必要な知識や技術の習得が可能であることから、重
症心身障害児者等コーディネーター養成研修を受講していた場合には、医療的
ケア児等コーディネーター養成研修を受講したものとみなして、差し支えあり
ません。

なお、重症心身障害児者等コーディネーター養成研修は、市町村が直接実施
したものに限らず、厚生労働省ホームページに掲載している「医療的ケア児等
コーディネーター養成研修実施の手引き」に掲載のある研修も含むこととしま
す。[\(参考\) 厚生労働省 HP](#)

2. 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、相談支援事業所に医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を受講した者を配置した場合の加算を創設したところですが、重症心身障害児者等コーディネーター養成研修を受講した者についてもこの加算対象として差し支えありません。

(別紙)

障発第 0801002 号 「地域生活支援事業の実施について」(抄)(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)平成 28 年 11 月 14 日発出。

別紙 1 地域生活支援事業実施要綱

別記 1 1 任意事業

(9) 重症心身障害児者等コーディネーター養成研修等

ア 目的

重症心身障害児者や人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「重症心身障害児者等」という。)が地域で安心して暮らしていけるよう、重症心身障害児者等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、重症心身障害児者等の支援に携わる福祉、医療、保健、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、重症心身障害児者等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

イ 事業内容等

(ア) 実施について

実施主体は、市町村(必要に応じ複数市町村による共同実施)とする。

(イ) 事業内容

a 重症心身障害児者等を支援する人材の養成

地域の障害児通所支援事業所や保育所や放課後児童クラブ等において重症心身障害児者等への支援に従事できる者を養成するための研修や、重症心身障害児者等の支援を総合調整する者(コーディネーター)を養成するための研修を実施する。

b 支援体制の整備

地域において重症心身障害児者等の支援に携わる福祉、医療、保健、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置し、支援にあたっての現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等を行うとともに重症心身障害児者等の支援を行う施設の確保等を行う。